

鳥取労働局長登録教習機関：登録番号第 53 号

登録有効期限満了日 令和 11 年 3 月 30 日

建災防鳥発第 29 号

令和 8 年 7 月 28 日

各 位

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長
(公印省略)

令和 8 年度不整地運搬車運転技能講習の開催について

最大積載量 1 t 以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行する運転を除く）は運転技能講習を修了した者でなければ、運転業務に従事できないことになっております。

当支部では、この運転技能講習を下記要領により開催しますので、資格取得希望者は多数ご受講ください。

記

1. 受講対象者 満 18 歳以上の者で下記のいずれかの資格を有する者

一部免除者

- ①建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する 1 級の建設機械施工技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械施工法を選択しなかった者。建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する 2 級の技術検定で昭和 48 年建設省公示第 860 号に定められた第 2 種から第 6 種までの種別に該当するものに合格した者。
- ②道路交通法第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許又は同条第 4 項の大型特殊自動車第二種免許を有する者。
- ③道路交通法の大型自動車免許又は中型自動車免許又は普通自動車免許（第一種、第二種含む）又は準中型自動車免許を有し、かつ別記（※）の該当する特別教育を修了し運転業務に 3 ヶ月以上従事した経験を有する者。
- ④車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者。（特例技能講習の修了者を含む）
別記（※）（上記③に該当する者）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 機体重量が 3 トン未満の車両系建設機械（解体用）の運転の業務2. 機体重量が 3 トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務3. 最大積載量が 1 トン未満の不整地運搬車の運転の業務 |
|---|

2. 開催日時及び場所

(学科) 令和 8 年 9 月 25 日 (金) 8:55～

倉吉市東巖城町 12 「中部建設会館」

(実技) 令和8年9月29日(火)～30日(水)のうち1日 8:55～
東伯郡湯梨浜町「天神川河川敷」

※実技日の希望がある方は申込締切日までにご連絡ください。

3. 定 員 40名

4. 受講料他 ※建災防鳥取県支部会員の方にはテキスト代を助成します。

区 分	受講料 (税込)	テキスト代	合 計
会 員	30,800 円	—	30,800 円
会員外	30,800 円	2,035 円	32,835 円

※締切後のキャンセルは返金いたしません。

5. 講習科目

(学科) 8:55～18:20

- ・オリエンテーション 5分
 - ・荷の運搬に関する知識 4時間
 - ・関係法令 1時間
 - ・運転に必要な力学に関する知識 2時間
 - ・修了試験 1時間
- (途中昼休憩 50分)

(実技) 8:55～15:00

- ・オリエンテーション 5分
 - ・荷の運搬 4時間
 - ・修了試験 1時間
- (途中昼休憩 1時間)

※講習を遅刻又は早退し時間数不足の場合は、講習を修了したことにはなりません。

6. 申込締切日 令和8年9月9日(水)

7. 修了証の交付 修了試験の合格者には後日修了証を交付します。

8. その他

この講習は人材開発支援助成金（建設業労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給対象講習です。詳細等は、お近くのハローワークにお問い合わせ下さい。

講習会申込要領

1. 申請書類

①受講申請書

②写真（3.0cm×2.4cm） 1枚

裏面に氏名を記載し、申請書に糊付けしてください。

印刷の場合は写真専用紙に印刷してください。コピー用紙に印刷してあるもの、頭、あごがきれているものは受付できません。

③本人確認書類の写し

氏名・生年月日が確認できる公的書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面））

④資格を証する書面の写し

⑤受講票は原則として受講生の現住所宛送付いたしますが、事業所に送付希望の場合は宛先明記の返信用封筒を1枚添付して下さい。（切手不要）

⑥旧姓及び通称の併記を希望する場合は申込書に記入し、以下の書類を提出してください。（修了証には氏名と併せて括弧書きで表示します）

- ・旧姓 戸籍謄本（原本）のほか、旧姓を併記した住民票（原本）又は運転免許証の写し
- ・通称 住民票（原本）又はそれに類する証明書

2. 申込書送付先

〒680-0022 鳥取市西町2丁目310

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

Tel 0857-24-2281 Fax 0857-24-2283

3. 受講料振込先

申請書受付後、請求書を郵送しますので、期日までに指定口座に振り込んで下さい。

山陰合同銀行鳥取県庁支店 普通預金 2111784

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

※申込締切後の取消、欠席の場合受講料は返金いたしません。

受講申請書記入上の注意

- 1、申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入してください。（略字不可 高、崎など）
- 2、記入した内容の訂正は二重線で消したうえで余白に記入してください。訂正印は不要です。修正液、修正テープ等は使用しないでください。ただし受講資格に関する事項の訂正は事業主証明に使用した代表者印で訂正してください。
- 4、申込日を必ず記入してください。証明年月日の基準となります。
- 5、経験年数は満18歳未満の経験は無効です。**経験年数の始期は資格取得の翌月から、終期は申込月の前月末までを記入してください。**

様式第1号		写真 縦 3.0cm× 横 2.4cm 正面・無帽 裏面に氏名記 載のうえ貼付	
不整地運搬車運転技能講習 受講申請書			
ふりがな		生 年 月 日	
氏 名		昭和 ・ 平成 年 月 日 (歳)	
現 住 所		〒 —	
所 属 事 業 所	事業所名	建災防鳥取県支部	
	住 所	〒 — TEL FAX	
連 絡 先		緊急時等に連絡のとれる電話番号を記入してください 事業所・自宅・携帯・その他() TEL — —	
受講資格 該当する受講資格に ✓をし、受講資格の 写しを添付してくだ さい。④に該当され る方は運転経験年数、 事業主証明を記入し てください。		☐ ①建設機械施工技術検定 1 級(トラクター以外)又は 2 級の 2 種から 6 種に合格した者 ☐ ②大型特殊自動車免許を有する者 ☐ ③車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習又は車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者(特例技能講習の修了者を含む) ☐ ④大型自動車免許又は、中型自動車免許又は準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ機体重量が3トン未満の整地等用機械、解体用機械、又は最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転の業務にかかる特別教育を修了した者であって、当該業務に3ヵ月以上従事した経験を有する者 運転経験年数 年 月 ～ 年 月(年 ヶ月)	
事業主証明 ※本人・個人受講する 場合、第三者(元請・関 係請負人等)の証明を 受けてください		上記の運転業務経験に相違ないことを証明します 事業所名 代表者役職名・氏名 印	

年 月 日 申込 (必ず記入してください)
建設業労働災害防止協会 鳥取県支部長 様
記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申込者氏名
(受講者本人自署)

- 【申込書記入にあたっての注意事項】
- この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
 - 本申込書にご記入いただいた個人情報は、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
 - 訂正は二重線で消して余白に記入してください。訂正印は不要です。修正液、修正テープは使用しないでください。
ただし、運転経験年数の訂正は事業主証明で使用した印で訂正してください。

※建災防記入		
実施管理者	担当者	受付番号

添 付 書 類

受講資格を証明する修了証・運転免許証等の写しを添付